

国保だよりはホームページからも閲覧できます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

## 平成 26 年度 県歯会主催の健康診断補助(負担)

健診料金 1) 定期健診 9,500円 2) 特定健診 7,500円

甲種組合員 (先生)	⇒	自己負担はございません。※申請不要
乙種組合員 (従業員)	⇒	専用用紙にてご申請ください。 (補助金額6,000円)
甲種配偶者	40歳以上 ⇒	健診料の一部を負担します。※申請不要 (負担金額5,000円)
	40歳未満 ⇒	専用用紙にてご申請ください。 (補助金額5,000円)
甲・乙種家族	40歳以上 ⇒	健診料の一部を負担します。※申請不要 (負担金額5,000円)

※40歳未満の甲種・乙種家族の方の補助はございません。全額自己負担になります。

後期高齢組合員 (75歳以上の先生)	⇒	自己負担はございません。※申請不要
-----------------------	---	-------------------

定期健診を受診で

追加項目受診 被保険者全員	⇒	領収書(写)を添付の上専用用紙にて申請ください。 (全項目半額補助) ※甲種組合員はペプシノゲンに限り申請が必要 その他3項目の自己負担はございません。
------------------	---	---

### 健診料の一部負担とは

40歳以上の方は特定健診の対象者であるため組合で5,000円を負担します。(申請不要)  
後日県歯会より届く健診料の請求額は負担分5,000円を差し引いた金額になります。

補助申請は年度内にお願ひします (H27.3.31まで)

平成26年4月より保険料が変更されています！

●医療分保険料

甲種組合員

所得割額

社保・国保の前年診療報酬に1,000分の4を賦課

※最高限度額40万円

均等割額は変更なし

ただし、申請により減額されます。

乙種組合員

均等割額

**8,500円**  
新

← 7,000円  
旧

乙種組合員  
(勤務医)

均等割額

**11,500円**  
新

← 9,500円  
旧

●後期高齢者支援金分保険料

全ての保険者  
(0歳以上75歳未満)

**3,400円**  
新

← 3,200円  
旧

●介護保険料

第2号被保険者  
(40歳以上65歳未満)

**3,600円**  
新

← 3,400円  
旧

種別	介護 保険料	月額	内 訳
			(医療給付分+後期高齢者支援金分+介護分)
甲種組合員	有	<b>23,000</b> + 所得割額	所得割額+16,000 + 3,400 + 3,600
	無	<b>19,400</b> + 所得割額	所得割額+16,000 + 3,400
乙種組合員	有	<b>15,500</b>	8,500 + 3,400 + 3,600
	無	<b>11,900</b>	8,500 + 3,400
勤務医	有	<b>18,500</b>	11,500 + 3,400 + 3,600
	無	<b>14,900</b>	11,500 + 3,400
甲乙種家族	有	<b>11,000</b>	4,000 + 3,400 + 3,600
	無	<b>7,400</b>	4,000 + 3,400

## 傷病手当金の申請

病気やけがなどで入院された場合、**1日につき2,000円**の手当金が支給されます。

対象者	加入から185日を経過した <b>甲種組合員(先生)及び乙種組合員(従業員)本人</b>
限度日数	<b>年度90日まで</b>
申請手続き	ご本人からの申し出により申請用紙をお送りします。

※申請後、レセプトと照合して給付を決定します。

**※甲種組合員(先生)には、組合から申請用紙をお送りします。(申出は不要です。)**

後期高齢組合員の方は**傷病見舞金**が支給されます。

支給額	入院 <b>1日につき2,000円</b>
限度日数	<b>年度90日まで</b>
申請手続き	ご本人からの申し出により申請用紙をお送りします。
必要書類	<b>入院証明書</b> (入院期間が記載されているもの)

## 健康保険適用除外申請は忘れずに！

### 注意！！

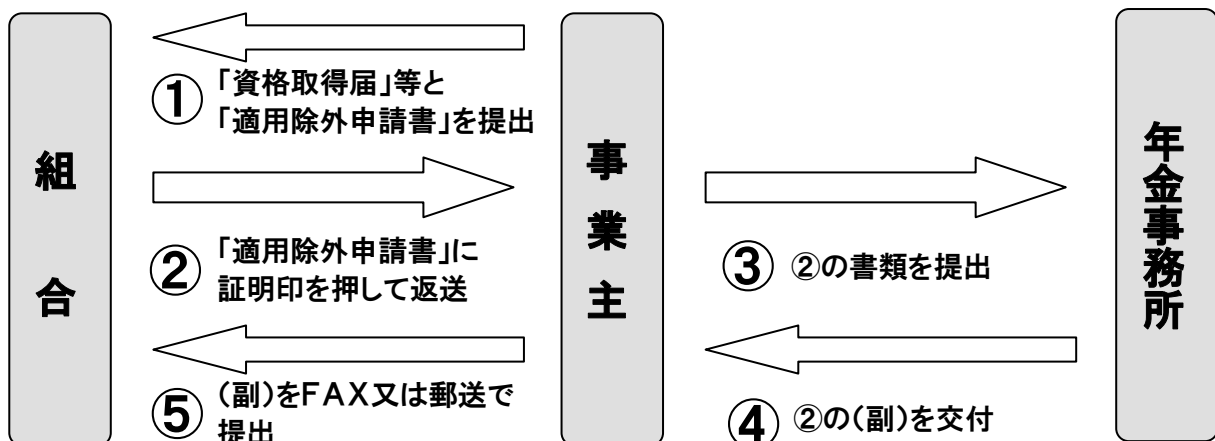
事実の発生した日から、**5日以内**に年金事務所に申請しなければなりません。

なお、やむを得ない理由により、5日以内に届け出が出来なかった場合は、「5日以内に届出ができなかったその理由を記載した理由書」の添付が必要です。

### 法人事業所・常勤従業員が5人以上の個人事業所

**「法人事業所」**並びに**「常勤従業員が5人以上の個人事業所」**は、社会保険(健康保険と厚生年金)の強制適用となります。しかし、健康保険については、「健康保険被保険者適用除外承認申請」をして承認されれば、組合に加入する(資格継続)ことができます。

### 申請の流れ



### パートさんの取扱い

従業員の人数としてパート、アルバイトさんは人数に含める必要はありません。  
しかし、下記に該当する場合は常勤と同じ扱いを受けます。

労働日数	1ヶ月の労働日数が常勤の3/4以上
労働時間	1日の労働時間が常勤の3/4以上

#### ◎パート証明

パート、アルバイト扱いの方は、パート証明を提出していただくことになります。  
様式は組合にごございますのでご連絡下さい。

パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。

### 適用除外事業所の資格喪失をされた事業所

従業員数が4名以下になり、適用除外の資格喪失を年金事務所に提出された場合は、  
必ず組合へご連絡下さい。

## 高額療養費と医療費控除

医療費が高額になったとき、医療機関等での窓口負担を軽減するため、健康保険では「高額療養費」があり、税金では「医療費控除」があります。

高額療養費に関連して医療費控除についてのお問い合わせをいただきますが、高額療養費と医療費控除には以下のような違いがありますので、ご注意ください。

	健康保険	税金
	高額療養費	医療費控除
概要	医療機関等の窓口で支払った一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給	自己または自己と生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に受け取ることができる一定の金額の所得控除
対象となる医療費	●一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えたもの <対象外となる費用> ○正常な出産費用 ○入院時の食事代、ベッド代 ○健康保険外の医療費 等	●診療や治療のためにかかった費用 ・高額療養費の支給額は差し引きします。 ●出産にかかる費用 ・出産育児一時金の支給額は差し引きします。 ●入院時の食事代 等
対象期間	1ヶ月単位 (1日から末日まで)	1年単位 (1月1日から12月31日まで)
問い合わせ先	組合	税務署

※医療費控除については、国税庁ホームページより抜粋しています。